石川県立看護大学大学院看護学研究科博士後期課程　学位審査基準

１．審査体制

研究科委員会で選出された４名以上の審査委員により審査委員会を構成し、審査を行う。

２．審査基準

ディプロマ・ポリシーに基づき、看護学の発展に寄与する高度な専門知識と研究能力を備え、自律・自立して独創的な研究を遂行する能力の修得状況を評価するため、学位論文について以下の基準により審査を行う。

１）研究課題に関して学術上の客観的意義を持つ内容であること
２）独自性、新規性を有すること
３）保健医療福祉の分野に寄与するものであること
４）その領域の先行研究を幅広く十分に調査し、適切に考量していること
５）研究全般と結果の公開にいたるまで倫理的問題がないこと
６）論旨展開において論理的矛盾がなく明確性を有すること。および表記、表現が明瞭であること
７）博士の学位に求められる基礎学力を有していること
８）学位論文に直接関連する研究分野とその周辺領域に関する専門知識を有していること

３．評価

論文審査と最終試験を行い、審査委員会が作成した審査報告書をもとに研究科委員会において審議し、合否を決定する。